

矢掛町農業委員会議事録

1. 開催日時

平成31年4月10日（水）午前9時30分～午前10時5分

2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 15名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	林 義夫	出
2番	高槻 祥治	出	美川地区推進委員	谷許 和昭	出
3番	鳥越 幸男	出	三谷地区推進委員	藤原 邦夫	出
4番	渡邊 卓司	欠	山田地区推進委員	原野 尚徳	出
5番	片山 悦志	出	川面地区推進委員	鳥越 哲夫	出
6番	小野 孝一郎	出	中川地区推進委員	石井 博	出
7番	平井 康夫	出	小田地区推進委員	田邊 登	出
8番	平井 忠行	出			
9番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定の許可申請について
- (4) 議案第4号 農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得面積
(別段の面積) の設定について

5. 議案の内容

別紙のとおり

議 長	<p>総会に先立ち、矢掛町の人事異動に伴い農業委員会事務局職員の異動がありましたので、事務局から紹介をお願いします。</p>
事務局長	<p>それでは、異動職員を紹介させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡田係長あいさつ ・松田主事あいさつ
議 長	<p>それでは、ただ今から平成31年度第1回農業委員会総会を開催します。 本日、渡邊委員は欠席です。 休会中の会長業務を報告します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3月19日 人・農地プラン策定委員会（役場第1会議室） ・3月22日 矢掛町地域再生協議会総会（倉敷かさや農協） ・3月22日 矢掛町鳥獣被害対策協議会（役場第1会議室） ・4月 1日 辞令交付（町長室） <p>以上で、休会中の会長業務報告を終わります。</p> <p>本日の署名委員を指名いたします。 署名委員は1番 岸野委員と、2番 高槻委員とさせていただきます。</p> <p>本日の議事につきましては議案第 <u>1</u> 号から議案第 <u>4</u> 号の <u>4</u> 議案です。</p>
議 長 事 務 局	<p>議案第 <u>1</u> 号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u>3</u> 件議題といたします。 事務局の説明をお願いします。 (議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="color: red;">以上4件について、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
議 長 7 番 委 員	<p>事案番号 <u>1</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。</p> <p>譲受人が空き家に付属した5筆の土地を購入されます。 問題はありません。</p>

<p>議 長</p>	<p>地元委員から意見がありました。事案番号 <u>1</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>1</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>2 番委員</p>	<p>事案番号 <u>2</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。</p> <p>譲渡人は、耕作が難しい為、近所で耕作をされている譲受人にこの土地を譲り渡します。</p> <p>問題はないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員から意見がありました。事案番号 <u>2</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>2</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>2 番委員</p>	<p>事案番号 <u>3</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。</p> <p>譲渡人は県外にお住まいで土地の管理が難しい為、譲受人が譲り受けます。周囲は田んぼですが、譲受人は何か別のものを植えようかと考えられているようです。</p> <p>問題はないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員から意見がありました。事案番号 <u>3</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>3</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>

議 長	<p>事案番号 <u>4</u> 番につきまして、地元委員の意見を申し上げます。</p>
6 番委員	<p>この土地は数年前より利用権を設定し、譲受人が耕作をされていました。この度、譲受人に所有権を移転します。問題はないと思います。</p>
議 長	<p>地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>4</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>4</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>議案第 <u>2</u> 号 農地法第 4 条の規定による転用の許可申請について、<u>1</u> 件議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="color: red;">農地区分は、第 1 種農地および第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地としております。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
議 長	<p>事案番号 <u>1</u> 番につきまして、地元委員の意見を申し上げます。</p>
8 番委員	<p>車庫と物置が既に建てられています。始末書が添付されています。周辺は農地ですが、今まで影響はありませんでした。今後も影響はないと思います。問題はありません。</p>
議 長	<p>地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>1</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>1</u> 番につきましては、</p>

	許可と決定いたします。
議 長	以上 <u>1</u> 件について許可処分を行うことを議決します。
議 長	議案第 <u>3</u> 号 農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定の許可申請について、 <u>1</u> 件議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(議案朗読説明) <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;">農地区分は、第 1 種農地ですが、例外許可規定「農業用施設の用途に供するもの」に該当するため、許可意見としています。</div>
議 長	事務局の説明が終わりました。
議 長	事案番号 <u>1</u> 番につきましては、 <u>岸野委員</u> の自己に関することであり、「農業委員会等に関する法律」第 31 条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第 10 条の議事参与の制限に該当しますので、この議案の審議が終了するまで <u>岸野委員</u> の退席をお願いします。 事案番号 <u>1</u> 番につきまして、地元委員の意見をお願いします。
山田地区 推進委員	貸渡人が借受人に貸渡します。既存の農業用倉庫が手狭になった為、もう 1 棟建て、あとコンテナ 2 基を設置します。 排水路もあり雨水等はそちらに流します。周辺の土地に影響はないと判断します。
議 長	地元委員から意見がありましたが、事案番号 <u>1</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。 (異議なし) 異議がございませんので、事案番号 <u>1</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議 長	以上 <u>1</u> 件について許可処分を行うことを議決します。

議 長	議案第 <u>4</u> 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号における農地の権利取得面積 (別段の面積) の設定について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p style="color: red;">議案第 4 号は、毎年度当初に矢掛町全域の下限面積の設定について、審議していただくものと、併せて、今回、下限面積 0. 1 a の適用の申請が 1 件ありますので、併せて別段の面積の設定の適用について審議するものです。</p> </div> <p>(議案朗読説明)</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。 この件につきまして、案のとおり決定してよろしいか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、案のとおり決定いたします。</p>
議 長 2 番委員	<p>施行規則該当転用届について 地元委員の確認報告をお願いします。</p> <p>土地の一部を農業用露天資材置場に転用します。</p>
議 長 1 番委員 川面地区 推進委員	<p>利用目的の変更届について 地元委員の確認報告をお願いします。</p> <p>1 番は、以前より畑として使用されています。地目を田から畑に変更します。</p> <p>2 番は、現在、畑として使用されています。地目を田から畑に変更します。</p>
議 長 美川地区 推進委員	<p>農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知について 地元委員の確認報告をお願いします。</p> <p>1 番、2 番、3 番は、戦前の小作権を解約し、新たに利用権設定をされます。</p> <p>4 番は、所有権移転をする為、解約をします。</p>

1 番委員	5 番は、転用する為、解約をします。
山田地区 推進委員	6 番は、別の方が耕作をされる為、解約をします。
1 番委員	7 番は、借受人がご高齢で耕作が困難な為、解約をします。
中川地区 推進委員	8 番は、一部を転用する為、解約をします。 9 番は、別の方が耕作される為、解約をします。
6 番委員	10 番は、所有権移転をする為、解約をします。
議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了いたしました。 これもちまして、本日の農業委員会総会を終了いたします。